位

改 正 案

の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の三第三号

紙 | 器

第二 鉄骨造の建築物等に関する基準

物については、欠に定める構造計算を行うこと。人造の建築物又はアルミニウム造の建築物とその他の構造とを併用する建築鉄骨造の建築物、鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物、アルミニウ

留

準 (第三) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基

い。 し又は十分な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでなびに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有定める構造計算のうちいずれかを行うこと。 ただし、実験によって耐力壁並ンクリート造とその他の構造物とを併用する建築物については、次の各号にを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筒は筋コンクリート造とその他の構造と

耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力一 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造

の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の三第三号

部 | 数

第二 鉄骨造の建築物等に関する基準

鉄骨造の建築物
又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については

、次の各号に定める構造計算を行うこと。

끮

品

い。 し又は十分な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでなびに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有定める構造計算のうちいずれかを行うこと。 ただし、実験によって耐力壁並ンクリート造とその他の構造物とを併用する建築物については、次の各号にを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筒35円、12クリート造とその他の構造ととは鉄筋コンクリート造の建築物をしくは鉄筒35元

耐力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力一 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造

、司式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。ることを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合す

 $\Sigma 2.5 \alpha A_w + \Sigma 0.7 \alpha A_c$ 0.75ZW Ai

を表すものとする。 この式において、<u>、</u>Aw、Ac、 N、W及び出は、それぞれ次の数値

数計基準強度」という。以下同じ。)に応じて次の表に定める係今第七十四条に規定するコンクリートの設計基準強度(「設

設計基準強度(単位 一平方ミリ	
メートルにつきニュートン)	
一八未満の場合	1
一人以上三六以下の場合	$\sqrt{\frac{\text{Fc}}{18}}$
三六を超える場合	$\sqrt{2}$
この表において、応は設計基準強	度(単位 一平方ミリメー
トルにつきニュートン) を表すものとする。	

水平断面積(単位 <u>平方ミリメートル</u>) Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの

の水平断面積(単位 <u>平方ミリメートル</u>) れたものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたもの力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結さる。 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐

と 令第八十八条第一頃に規定するとの数値

、同式中「7」とあるのは「10」とする。ることを確かめること。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合す

 $\Sigma 25A_w + \Sigma 7A_c = 0.75ZWA_I$

すものとする。 この式において、Aw、Ac、 N、≥及び≟は、それぞれ次の数値を表

水平断面積(単位 <u>平方センチメートル</u>) Aw 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの

の水平断面積(単位 <u>平方センチメートル</u>) れたものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたもの力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結さる。 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐

る第八十八条第一項に規定するとの数値

この告示は、公布の日から施行する。

图画

☆ 今第八十八条第一項に規定する当該階に係る☆の数値

ける当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(今第八 十六条第二頃ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多 雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単 **福 <u>ロロー エン</u>)**

≥ 今第八十八条第一頃の規定により地震力を計算する場合にお

≥ 今第八十八条第一頃の規定により地震力を計算する場合にお ける当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(今第八 十六条第二頃ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多 雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。) (単 位 キログラム)

☆ 今第八十八条第一項に規定する当該階に係る☆の数値